平成２６年（フ）第１７１５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲582番地２、前住所山口県周南市原宿町７番４―403号
債務者　大和由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２７号
福岡市早良区四箇田団地24番308号
債務者　久保　啓美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４５号
福岡市中央区平尾４丁目２番19―208号
債務者　林　津予之
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７５３号
福岡市南区柏原６丁目46番９号、前住所福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―208号
債務者　階子洋一郎
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６９号
福岡市中央区小笹２丁目12番52号
債務者　緒方　加代
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９０号
福岡市博多区住吉４丁目７番18―706号
債務者　松尾　幸徳
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９５号
福岡市南区井尻５丁目24番30号
債務者　櫻井　順子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９９号
福岡市城南区別府６丁目12番14―301号、前住所福岡市中央区清川３丁目16番９号
債務者　町田　康江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８０４号
福岡市博多区板付６丁目12番35号
債務者　山脇　慎吾
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１０号
福岡市南区曰佐３丁目19番７―101号、前住所福岡市西区周船寺３丁目28番13号
債務者　中村　剛
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２１号
福岡市東区三苫４丁目１番21―505号
債務者　安元　利光
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２３号
福岡市南区向野１丁目４番14―610号、前住所福岡市南区向野１丁目５番26―601号
債務者　伊藤　法子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字歴木537番地３　高泉県営住宅200棟53号
債務者　竹下　利江
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県大牟田市黄金町２丁目226番地８　ネイブルハイツ黄金103号、前住所福岡県大牟田市大字手鎌115番地４　キャナルハイツ101号
債務者　比良　桂子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１５４号
佐賀県鹿島市浜町甲4857番地
債務者　土井みち子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３５２号
大分市金池町３丁目１番97号　吉成ビル202
債務者　臼杵　勝則
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６３５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目34番５号　佐好アパート101
債務者　佐藤たみ子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係